

29

58-2

年少労働調査資料第29集

事業場附属教育施設における教育の状況

昭和29年7月

労働省婦人少年局

目 次

1 調査の方法	3
II 調査の結果	3
1 学校数	3
2 生徒数	6
3 教育施設	8
1) 開校時期	8
2) 施設の種別	8
3) 教育の種別	8
4) 技能者養成制度	9
4 教育設備	9
1) 校舎	9
2) 講堂	10
3) 運動場	10
4) 図書設備	10
5) 実習設備	11
5 教育組織	12
1) 教科課程	12
2) 学年の長さ	12
3) 学期の区分	13
4) 一週の授業日数	13
5) 一週の授業日数と教育時間	13
6) 一日の労働時間と教育時間	14
7) 授業を受ける時刻	16
6 教職員	16
1) 教職員数	16
2) 担当時間	17
7 生徒	18
1) 入学条件	18
2) 選抜方法	19
3) 雇用契約その他	20
4) 労働組合の加入	20
5) 寄宿舎	20

6) 学 費	22
7) 給 与	22
8) 卒業後の義務	24
9) 卒業後の待遇	25
お、 労働組合	25
III む す び	26

1 調査の方法

全国の附属教育施設をもつ事業場（定時制高等学校ノ校、各種学校260）に対し、調査票を送付し回答を求めた。調査基本期日は昭和29年2月末現在とした。

II 調査の結果

1. 学 校 数

オノ表によると、報告を求めた学校のうち廃校又は休校になった学校を除くと、全国の実業場内附属教育施設は定時制高等学校ノ校、各種学校260校、計278校である。このうち報告のあつたのは定時制高校ノ6校（報告率2.2%）各種学校252校（報告率94%）である。

なお事業場内定時制高校ノ校は、全国の定時制高校総数219校（28,611現在）の0.26%に当り、各種学校260校は全国各種学校総数5,000校（昭和28,511現在）の5.2%に当る。

労働基準法適用事業場推定数28,520（昭和28,12,末現在）に対し、附属教育施設を有する事業場は278でわずかに0.28%を占めるに過ぎない。

才ノ表 府県別学校数

都道府県名	定時制高等学校		各種学校	
	事業場附属 学校数	報告のあつた 学校数	事業場附属 学校数	報告のあつ た学校数
1 北海道			9	8
2 青森県	1	1		
3 岩手県	1	1	5	5
4 宮城県			3	3
5 山形県	1	1	4	3
6 福島県			10	10
7 茨城県			3	3
8 栃木県			2	1
9 群馬県			4	4
10 埼玉県			10	8
11 千葉県	1	1		
12 東京都	2	1	8	7
13 神奈川県			4	4
14 新潟県	2	2	2	2
15 富山県	1		8	8
16 石川県			4	4
17 福井県			4	3
18 山梨県			2	2
19 長野県			27	24
20 岐阜県	1	1	12	11
21 静岡県			6	6
22 愛知県	1	1	20	18
23 三重県	1	1	10	10
24 滋賀県	3	3	4	4
25 京都府			12	10
26 大阪府	2	2	6	3
27 兵庫県			16	14
28 奈良県			2	2
29 和歌山県			2	1
30 徳島県			2	1
31 高松県			5	5
32 愛媛県			14	12
33 高知県			5	5
34 山口県	1	1	2	2
35 徳島県			4	4
36 香川県				
37 愛媛県			6	5
38 高松県			3	3
39 福岡県			7	7
40 佐賀県			3	2
41 長崎県			1	1
42 熊本県			4	4
43 大分県			2	2
44 鹿児島県			1	1
45 沖縄県			2	2
合計	18	18	260	234
割合		99.9%		90%

才之表 産業別事業場数
定時制高校

大分類	中 分 類	実 数	割合
製 造 業	紡織業	6	32.5%
	化学工業	4	25.0
	皮革及び皮革製品製造業	1	6.2
	才一次金属製造業	1	6.2
	電気機械器具製造業	1	6.2
	小 計	13	81.3
鉱 業	金属鉱業	1	6.2
	非金属鉱業	1	6.2
	小 計	2	12.5
運輸通信及び その他の事業	地方鉄道及び軌道業	1	6.2
	小 計	1	6.2
合	計	16	100.0

各種学校

大分類	中 分 類	実 数	割合
製 造 業	食料品製造業	1	0.4
	紡織業	191	81.6
	衣服及び日用品製造業	1	0.4
	紙及び類似品製造業	1	0.4
	化学工業	3	2.1
	才一次金属製造業	3	1.3
	金属製品製造業	1	0.4
	機械製造業	4	1.7
	電気機械器具製造業	2	0.8
	輸送用機械器具製造業	9	3.8
	皮革及び皮革製品製造業	2	0.8
	非金属製品製造業	2	0.8
	小 計	220	94.0
鉱 業	金属鉱業	1	0.4
	非金属鉱業	12	5.1
	小 計	13	5.5
運輸通信及び その他の事業	地方鉄道及び軌道業	1	0.4
	小 計	1	0.4
合	計	234	100.0

次に報告された事業場について、業種別にみると、定時制高校は紡織業、化学工業に多く、各種学校は紡織業が最も多く、6%を占め、次いで鉱業、輸送用機械器具製造業、化学工業、機械製造業等である。

附属教育施設を有する事業場を縦横別にみると、労働者1,000人以上を有する大規模事業場と、労働者100人～499人を有する事業場が多い。これらの事から附属教育施設は大規模事業場に多いという事がいえるが、中には労働者数が12名の食料品製造業において附属教育施設を有しているところもある。

表3 現 況 別 事 業 場 数

労働者数	定時制	各種学校	計	割合
50人未満		1	1	0.4%
50人～99人		5	5	2.0
100～499	2	101	103	41.2
500～999	3	35	38	15.2
1000人以上	11	92	103	41.2
計	16	234	250	100

生徒数

報告のあつた学校のうち、生徒数の不明な4校（各種学校）を除いた246校の生徒の総数は表のとおりである。定時制高校では女子より男子の方が多く全体の62.2%を占めているのに対し

各種学校では女子が90.2%でその大部分を占めている。この傾向は、財団法人教育施設に限らず全国の定時制高校或は各種学校においてもいえる事ではあるが、殊に事業場附属の各種学校において女子の占める率の多い事が注目されている。

表4 生徒数

	実 数			割 合		
	定時制高校	各種学校	計	定時制高校	各種学校	計
男	2,152	5,902	8,054	62.2%	9.8%	12.4%
女	1,047	54,468	55,515	33.8	90.2	87.9
計	3,199	60,370	63,569	100	100	100
	5.0	95.0	100			

全国の定時制高校生数は565,780人、各種学校60,370人（いずれも昭和28,5,1現在）であるが、これに対し財団法人教育施設の生徒数は定時制3,199人で0.6%、各種学校60,370人で2.5%を占めている。これらの数字は報告されたもののみについてであるので、未報告の学校の生徒をも加えれば、これよりやや上回るものと思われる。

表5 1校当り平均生徒数

	定時制	各種学校	計
男	132.5	25.7	32.7
女	65.4	236.8	225.7
計	197.9	262.5	258.4

表5は1校当り平均生徒数を表したものである。定時制197.9人、各種学校262.5人で、生徒数は平均して定時制より各種学校の

方が多い。これにおいても定時制では女子よりも男子が、各種学校では男子よりも女子が多い事が分る。なお1校の生徒数の最高は定時制では62人、各種学校では159人、最低は定時制では5人、各種学校では9人である。

オ6表 ノボギ末満の生徒数

	実 数			総数に対する割合		
	定時制	各種学校	計	定時制	各種学校	計
男	1,324 ^人	2,326 ^人	4,150 ^人	61.5%	47.9%	51.5%
女	533	17,202	17,735	50.9	31.6	31.9
計	1,857	20,028	21,885	58.0	33.2	34.4

。附属教育施設に通学する者のうち、ノボギ末満の者即ち年少労働者に該当する者の数について調べたのがオ6表である。定時制高校においては、年少者は全生徒数の半分以上を占め、各種学校においては約三分の一を占めている。また女子よりは男子の方が年少者の占める割合が大きい。

オ7表 附属教育施設に就学する労働者数

	実 数			就生徒数に対する割合		
	定時制	各種学校	計	定時制	各種学校	計
男	1,365 ^人	4,943 ^人	6,310 ^人	63.5%	33.8%	73.3%
女	923	53,662	54,585	33.2	98.5	98.3
計	2,290	58,605	60,895	71.6	97.1	95.8

教育施設に就学している労働者は、オ7表に示すように定時制高校では全生徒数の73.6%、各種学校では97.1%で、殆んどはその事業場の労働者であり、外部から通学している者は少ない。これは後に「入学条件」の項で示さるる様に事業場に雇用される事を入学条件の一つとしている学校が、殊に各種学校に於いて多数を占めているからである。

オ8表 各種学校における業種別生徒数

		実 数			割 合		
		男	女	計	男	女	計
総 数	紡織業	1,146 ^人	52,780 ^人	53,926 ^人	2.1%	97.9%	100%
	紡織以外の業種	4,756	1,638	6,444	64.5	35.5	100
	計	5,902	54,468	60,370	9.8	90.2	100
年 少 者	紡織業	60	16,332	16,442	0.4	99.6	100
	紡織以外の業種	2,766	820	3,586	77.1	22.9	100
	計	2,826	17,202	20,028	14.1	35.9	100
総数に対する割合	紡織業	5.2%	31.0%	30.5%			
	紡織以外の業種	58.2	42.6	55.6			
	計	47.9	31.6	39.2			

さきにオス系で各種学校のうち、紡織業の附属施設が圧倒的に多い事を示したが、生徒数についても同じ様なことはいえる。オス系によると生徒数のオス3%は紡織業の附属教育施設に通学している。しかしこれを男女別にみると、女子はそのオス7%までが紡織業であるのに対し、男子の場合は紡織業以外の業種の施設に多く通学している。

3 教育施設

1) 開校時期

附設教育施設が開校されたのは、終戦後、昭和23年～27年中が大部分である。これは終戦直後は企業そのものの復興に力を注ぎ、教育オス表 開校時期 施設にまで手をつける余裕がなくて、23年頃に至つて漸次この方面にも意を用いる様になつたことによるのであろう。殊に23年中に開校した施設が多いのは、旧東青年学校として存在していたものが、23年3月の青年学校令廃止に伴い、定時制高校或は各種学校として新たに発足したからである。これらの中には西

	定時制	各種学校	計	%
昭和20年以前	3	20	23	9.2
21		1	1	0.4
22		1	1	0.4
23	7	108	115	46.0
24	4	25	29	11.6
25	1	23	24	9.6
26		27	27	10.8
27		17	17	6.8
28	1	4	5	2.0
29		3	3	1.2
不明		5	5	2.0
計	16	234	250	100

くは明治32年に創立された現在に至つていゝものもある。

オス10表 施設の種別(定時制)

種 別	実 数	割合
普通高校	8	50.0%
工業	3	18.8
普通工業	1	6.2
工業・商業	1	6.2
工業・家庭	1	6.2
普通工業商業	1	6.2
不明	1	6.2
計	16	100

2) 施設の種別

定時制高校における施設の種別はオス10表のとおりである。普通高校が全体の半数を占め工業高校がこれに次いでいる。

3) 教育の種別

教育の目的として、技術教育、普通教育、家庭教育といふものをあわせて目的としているものがある。定時制高校では普通教育に次いで技術教育に重点がみかされていゝが、各種学校では普通教育と(8)

合はせて家庭教育を、或は家庭教育のみを目的とする学校が多数を占めている。これは各種学校では90%が女子である事からこの様な教育が行われるのであろう。各種学校で普通教育を目的としている学校でも、

オ/ノ表 教育の種別

その教科科目をみると(

	実 数			割 合		
	定時制	各種学校	計	定時制	各種学校	計
技術教育のみ	2	19	21	12.5%	8.1%	20.6%
普通	7	46	53	43.8%	19.7%	21.2%
家庭		26	26		11.1%	10.4%
技術と普通	5	16	21	31.3%	6.3%	21.4%
技術と家庭	1	2	3	6.2%	0.8%	1.2%
普通と家庭	1	101	102	6.2%	43.2%	40.8%
技術と普通と家庭		24	24		10.3%	9.6%
計	16	234	250	100%	100%	100%

「教育組織」の1)の項参照) 殆んどが家庭科を主としている所が多く、よき社会人となる為の一般的基礎教育及びこれと並行して、よりよき産業人を育成する為の技術教育についてはあまり差が払われていない。

ウ) 技能者養成制度

学校教育と併行して技

能者養成を実施している事業場は全体の28%であるが、このうち労務基準法に基く技能者養成制度を採用しているのはその3分の1である。

オ/ニ表 技能者養成制度の有無

	実 数			割 合
	定時制	各種学校	計	
労基法に基く技能者養成制度有り	2	22	24	9.6%
「基がばい」有り	2	44	46	18.4%
技能者養成施設無し	10	144	156	62.4%
不明	2	22	24	9.6%
計	16	234	250	100%

ウ) 教育設備

1) 校舎

オ/三表 校舎は専用か否か

	実 数			割 合
	定時制	各種学校	計	
専 用	15	128	203	81.2%
一部兼用		10	10	4.0%
兼 用	1	36	37	14.8%
計	16	234	250	100%

校舎は専用のところが多いが中には事業場或は他の学校と兼用のところもある。

校舎の位置は91.6%が事業場敷地内にあり、敷地外にある

もので、事業場からノミ川末湖にあるものが多く、ミ川近く離れているものが少く、特殊な例として炭坑に附属した教育施設としてミ川離れたものがあつた。

2) 講堂

オノタ表 校舎の位置

講堂を有していない学校はノミ校(5.2%)で、殆どが専用或は兼用であるが講堂を有している。

3) 運動場

運動場はノミ校にだけあり、他の全部が有っている。

	実 数			割合
	定時制	各種学校	計	
事業場敷地内	10	219	229	91.6%
敷地外	6	15	21	8.4%
ノミ川橋	2	9	11	
ノミ川以上	2	3	5	
不明	2	3	5	
計	16	234	250	

オノタ表 講堂の有無

オノタ表 運動場の有無

	実 数			割合
	定時制	各種学校	計	
有	7	57	64	25.6%
無	9	163	172	68.8%
無		13	13	5.2%
不明		1	1	0.4%
計	16	234	250	100%

	実 数			割合
	定時制	各種学校	計	
有	8	61	69	27.6%
無	8	171	179	71.6%
無		1	1	0.4%
不明		1	1	0.4%
計	16	234	250	100%

4) 図書設備

全体の72.8%は一応図書の設備を有しているが、備え付け冊数をオノタ表によつてみると、500冊未満のところが32.9%を占めており図書の設備が充分であるとはいふ難い。年少習读者にとつて図書の設備は最も希望するものである。

オノタ表 図書設備の有無

り、且必要なものであるから、図書の内容も又改善を、共にその充実が望まれる。冊数の最も多い所では14,800冊を収容しているのがあつた。一般に各種学校に比べて定時制高校の方が、設備は豊

	実 数			割合	
	定時制	各種学校	計		
有	2	16	18	7.2%	92.8%
100冊未満		4	4	1.6%	
100-499	1	73	74	29.6%	
500-999	5	40	45	18.0%	
1000冊以上	6	63	69	27.6%	
冊数不明	2	38	40	16.0%	
計	16	234	250	100%	

つていようである。

5) 実習設備

実習設備は技術教育の場合像に^々欠乏の出来ないものである。学校によつて専用の実習設備をわつていもの、一部専用設備をわつていもの、工場の設備を兼用しているもの等があり、全々実習設備をわつていない学校もある。

		実 数			割 合
		定時刻	各機学校	計	
無		2	21	23	9.2%
有	専 用	3	97	100	40.0
	一部専用	4	59	63	25.2
	工場の設備を兼用	5	54	59	23.6
	不明	2	3	5	2.0
計		16	234	250	100

一即ち全部専用の実習設備をわつてい学校が全体の65.2%を占めている。

実習設備の中には養性、料理専の為の実習設備をわ合めている。

5. 教育組織

1) 教科科目

各種学校の教科科目は第19表のとおりである。社会、商業は最も基

第19表 各種学校の教科科目

課 目	実施校数	学校数に 占める割合	課 目	実施校数	学校数に 占める割合
社会	209	94.1%	算 算	44	19.8%
国 語	184	82.9%	農 業	41	18.5%
英 語	165	74.3%	訓 練	40	18.0%
和 語	157	70.7%	物 理	32	14.4%
算 算	147	66.2%	礼 法	31	14.0%
家庭	146	65.8%	礼 儀	27	12.2%
体育	136	61.3%	道 徳	24	10.8%
音楽	131	59.0%	製 作	22	9.9%
美術	103	46.4%	手 工	20	9.0%
理科	103	46.4%	機 械	20	9.0%
英語	89	40.1%	保 健	18	8.1%
数学	89	40.1%	機械工作	13	5.9%
音楽	88	39.6%			

礎的一般的なものと

して、殆どの学校で

これと教科科目の中

に組み入れている。

洋裁、和裁、茶道、

家庭等が多いのは、

各種学校では女子が

圧倒的多数を占めて

いるからであろう。

その他それぞれの

事業場の特徴に応じ

て、振興、紡織、治

金、船舶、光学、美

学、商業、染色等が

教科科目として含ま

れている。

2) 学 年 の 長 さ

第20表によると、学年の長さは定時制商業では4年制を採用してい

るものが殆どで、5年制のものも2校ある。全日制商業が3年間である

第20表 学年の長さ

	実 数			割 合		
	定 時 制	各種学校	計	定 時 制	各種学校	計
1 年 未 満		3	3	3%	1.3%	1.2%
1 年		11	11		4.7	4.4
2 年		35	35		14.9	14.0
3 年		98	98		41.9	39.2
4 年	14	75	89	87.5	32.0	35.6
5 年	2		2	12.5		0.8
年限を定めない		2	2		0.9	0.8
不 明		10	10		4.3	4.0
計	16	234	250	100	100	100

から、授業時間の少ない定時制では4年間又は5年間は当然であろう。

各道学校では6ヶ月の短いものから4年間のものまで、学年の長さは様々であるが、大体3年制を採用している所が多い、特に年級を定めず隨處に昇らせている所もある。

ここに掲げた学年の長さは本科のみについてであつて、附設費における附屬教育施設では、更にこの上に1へ3年間の研究科、専修科等を有しているところが多数ある。

3) 学 制 の 区 分

一般の学校と同じ様に三学期制が最も多く用いられている。少数であるが、4学期制の所があるのは、市立陽の市立計画に差したものと認められる。

第21表 学 制 の 区 分

	実 数			制 度
	定 時 制	各 道 学 校	計	
2 学 期 制	6	24	30	12.0%
3 学 期 制	9	201	209	83.6
4 学 期 制	2	2	4	2.4
区 分 未 定		5	5	2.0
計	16	234	250	100

4) 一週の授業日数

一週のうち6日間うち毎日授業を行っているところが74%と最も多い。次いで5日制が19.3%、3日制、2日制のところが少い。

第22表 一 週 の 授 業 日 数

	実 数			制 度
	定 時 制	各 道 学 校	計	
2 日 制		1	1	0.4%
3 日 制		5	5	2.0
4 日 制	1	6	7	2.8
5 日 制	1	48	49	19.3
6 日 制	13	170	183	74.0
不 明	1	4	5	2.0
計	16	234	250	100

5) 一週の授業日数と教育時間

一週間の授業日数と教育時間の関係と調べたのが表23である。校

第23表 一週の授業日数と教音時間
定時制高校

授業時間 数日数	10時間 未満	10時間 以上	20 "	30 "	40 "	不明	計	割合
2 日制		1					1	6.3%
5 "		1					1	6.3
6 "		7	4		1	1	13	81.3
不明						1	1	6.3
計		9	4		1	2	16	100
割合		56.3	25.0		6.3	12.5	100	

各種学校

授業時間 数日数	10時間 未満	10時間 以上	20 "	30 "	40 "	不明	計	割合
2 日制		1					1	0.4%
3 "	3	1	1				5	2.1
4 "	4	2					6	2.6
5 "	21	27					48	20.6
6 "	26	111	7	11	14	1	170	72.6
不明						4	4	1.7
計	54	142	8	11	14	5	234	100
割合	23.1	60.7	3.4	4.7	6.0	2.1	100	

授業日数は6日制が多いことは先にも述べたが教音時間は10時間以上20時間未満が最も多く、定時制高校では56.3%、各種学校では60.7%を占めている。即ち一日2時間乃至3時間の授業を毎日行っているところが最も多数を占めているということになる。次に定時制の割合は教音時間20時間以上30時間未満の6日制即ち1日3時間半乃至4時間半の授業を行っているところが多い。これに

対して各種学校では教音時間10時間未満の5日制6日制即ち1日1時間半以内の授業を行っているところが多い。以上のことから、各種学校よりも定時制高校の方が機体的に1日の教音時間が長いということがいえる。

6) 一日の労働時間と教音時間

知識欲の強い青少年に少しでも多くの教音時間を与えることが望ましいのはいうまでもないが、しかし一般の学生と異なり、昼間一日働いたの上になお教音を受けなければならないのであるから、たとえ一日の教音時間が長いというだけでは年少労働者の教育に十分な注意が払われているとはいえない。ややもすると年少者の健康には無理な時間の組み方がされ、その端にかえつて年少者の教育の成果も上らず、しかも仕事の効率も下つてしまうことが考えられる。ここに労働時間と教音時間の組み方が重要な問題となるのである。

第24表 一週の労働時間と教育時間

定時制高校

労働時間 教育時間	10時間 未満	10時間 以上	20 "	30 "	40 "	不明	計	割合
就労せず					1		1	6.3 ³⁰
20時間以上		1	1				2	12.5
30 "		2					2	12.5
40 "		2	3				5	31.3
43時間		3					3	18.8
不明		1				2	3	18.8
計		9	4		1	2	16	100
割合		56.3	25.0		6.3	12.5	100	

各種学校

労働時間 教育時間	10時間 未満	10時間 以上	20 "	30 "	40 "	不明	計	割合
就労せず				11	14		25	10.7 ³⁴
20時間以上		1	3				4	1.7
30 "								
40 "	6	10	1				17	7.3
43時間	48	130	4				182	77.3
不明		1				5	6	2.5
計	54	142	8	11	14	5	234	100
割合	23.1	60.7	3.4	4.7	6.0	2.1	100	

第24表によつて
現在どのような時
間の組み方をして
いるかを調べてみ
よう。

定時制高校
についてみると、
一週40時間以上
43時間未満、即
ち一日7時間から
8時間未満の労働
(実務)を行い、
その上で2〜4時
間の教育と実施し
ているところが3
3%を占めている。
次いで職業道に専
門化した一日8時
間一ぱいを働き、
その上で2〜3時
間の授業を行つと
ころが18.8%で
ある。

各種学校の割合は一日8時間以内を上で、1〜3時間多いところや4
時間の授業を行つているところが77.3%の多数を占めている。これは
各種学校の大多数を占める職業道の若どが、一日8時間以内でから授業
を行つているからであろう。

一日中全然仕事をしないで5〜9時間の授業を行つているところが定
時制高校に1校、各種学校に25校ある。この定時制高校は12学年の
間は雇用契約なく3学年に達する時に契約を結ぶという制度をとつて
おり、各種学校では将来の中途収養員としての技能者を養成する為の専
門を学んだ技術教育を行つているもの(主に農業、船舶業界に多い)も
含まれている。

又、労働時間と教育時間が大体半々に組まれているところも6校程度

ある。午前中授業を行い午後から労働するとするは一週のうち3日間は授業を、3日間は労働とする時がこれである。

2) 授業を受ける時刻

労働と教育の時間の 表25表 授業を受ける時刻

組み方に開通して、一日のうち授業を行う時刻を表25表によつてみると、定時制で行っているところが123校49.2%で最も多い。このうち121校は前週である。前週ではその殆どが定時制を実施しており、従つて授業もまた或る時は始

		定 時 制		各 種 学 校		計	割合 %
		定時制	各 種 学 校	計	各 種 学 校		
一 日 中	始 業 前	1	23	24	9.6		
	終 業 後	2	3	5	2.0		
	就 業 途 中	7	81	88	39.2		
	二 夜 前 三 夜 替 で 午 前 と 午 後 交 替	1	1	2	0.8		
	昨日により一日中労働し或は一日中授業する。	3	120	123	49.2		
	不 明	1	2	3	1.2		
	計	16	234	250	100		

業前に或る時は終業後に交差して行つてゐる。

終業後に授業が行われるところも多く39.2%を占めている。これは最も適当な形式である。

時期なものとしては始業前、就業途中、或は一週のうち昨日によつて労働のみ行う日、授業のみ行う日と分けてゐるところもあり、いろいろ工夫していることが分る。

6 教 職 員

26表 教職員数

1) 教 職 員 数

教職員の数を表26表によつてみると、各府学教では10～14人のところが多く、定時制向校では30人以上のところは37.5%ある。

教職員数の最も多い所では、定時制向校で50人、各種学校では129人(1)すれは実技指導者

		定 時 制		各 種 学 校		計	割合 %
		定時制	各 種 学 校	計	各 種 学 校		
5人 未満			1	1	0.4	0.4	
5人 ～ 9人			69	69	29.0	29.2	
10 ～ 14	3	83	86	18.8	35.5	34.0	
15 ～ 19	2	43	45	12.5	18.4	18.0	
20 ～ 24	3	21	24	13.9	20	9.6	
25 ～ 29	2	10	12	12.5	4.3	4.9	
30 人 以上	6	8	14	37.5	3.4	5.6	
計	16	234	250	100	100	100	

表27 表 一校当り平均教職員数

定時制高校

	数	一校当り 平均	割合
専任	438人	27.3人	100%
兼任	144	9.0	32.9
専任(事業場内)	174	10.9	39.7
兼任(事業場外)	120	7.5	27.3

各地学校

	数	一校当り 平均	割合
専任	3,750人	15.6人	100.0%
兼任	534	3.5	22.2
専任(事業場内)	1,579	6.7	42.1
兼任(事業場外)	1,237	5.7	35.7

事業場外の専任者)とに分けてみると、一般の学校に比べて併せて兼任者が多い。更に各都道府県の平均値をみると、これは教職員数の場合と事業場内の教職員数が、指導者として加えられている場合が多いのでこの様な結果が現われるのであり、事業場内が最も教職員の割合が多い。

しかし中には専任者の全数でない学校や、又は多数の生徒に対し1人か2人の専任者しか居ない学校もある。生徒数に対して教職員数の多い例としては、生徒92人に対し教職員29人という定時制高校、生徒153人に対し教職員129人の各種学校等10ヶ所程ある。

2) 相当時間

表28 表 一校当り平均相当時間

教職員の1週内の一人当り相当時間を平均したのが表28表である。定時制高校の場合は5時間未満が多く、各種学校では5時間以上9時間未満が多い。

1人当り相当時間の最高は定時制高校

	数			割合
	定時制	各種学校	計	
5時間未満	8	79	86	32.4%
5時間～9時間	2	82	84	32.6
10～14	2	26	28	11.2
15～19	3	21	24	9.6
20～24	1	19	20	9.0
25時間以上		4	4	1.6
不明		4	4	1.6
計	16	234	250	100.0

を含んでいる)の多きに達している。これに対し最も少ない所では教職員が2名という各種学校もあった。

一校当り平均教職員数は表27表で示すように、定時制高校では27.3人、各種学校では15.6人と定時制の方が多くなっている。更にこれを専任者と兼任者(事業場内の専任者、事業場外の専任者)とに分けてみると、一般の学校に比べて併せて兼任者が多い。更に各都道府県の平均値をみると、これは教職員数の場合と事業場内の教職員数が、指導者として加えられている場合が多いのでこの様な結果が現われるのであり、事業場内が最も教職員の割合が多い。

を36時間、各種学校で36時間のところもあり、これは校東が夜間制であつて、1人の学生が此の3日2へ3回行ひ此の授業を担当しているからである。担当時間の最低はいずれも1時間である。

生 徒

1) 入 学 条 件

入学条件の一つとして統一に年令をあげる事ができよう。オヌタ表によれば最低年令は15歳、最高年令は制限を設けていないものが多い。

オヌタ表 入学条件(年令)
最低年令

	定 時 制		数 計	割 合 %
	定 時 制	各種学校		
15 才		6	6	2.0
15	12	158	170	67.2
16	1	33	34	13.6
17		1	1	0.4
18		2	2	0.8
制限なし	3	36	39	15.6
計	16	234	250	100

学歴は72%が中学卒業を条件としている。

中には本年度中学卒業見込の者に限定しているところもある。年少新入生の場合は特に教育の機会に恵まれない者が多いので入学条件を余り狭い範囲に限定する事は附屬教育施設の趣旨からいつても好ましくないのであらう。

最高年令

	定 時 制		数 計	割 合 %
	定 時 制	各種学校		
20才未満	2	46	50	20.0
20才～29才		41	41	16.4
30 ～ 39	1	9	10	4.0
40 ～ 49		5	5	2.0
50 才 以上		3	3	1.2
制 限 な し	11	132	143	57.2
計	16	234	250	100

特異な例としては入社後ノカ年以上経過した者、実務経験2年以上の者等があり、又未婚者に限るといふところも一カ所あつた。専修科、研究科等で入学条件として本科を卒業した者、又は学丁を向ける(等)である。雇用を条件とするか否かについてオヌタ表で見ると、定時制高校の場合は雇用を条件としないものが半数以上を占めており、各種学校では80%近くが雇用を条件としている。

表30 入学条件(野厂)

	實 數			計 劃		
	定 時 制	各 種 學 校	計	定 時 制	各 種 學 校	計
中 學 校 卒	15	123	123	93.9%	76.1%	77.2%
商 校 卒		1	1		0.4	0.4
學 工 包 內 初 中	1	55	56	6.2	23.5	22.4
計	16	234	250	100	100	100

第3/章 入 學 条 件 (適用)

	実			計	割		合
	定	時制	各期学校		定	時制	
					%	%	%
無用と兼用とす	6	192	199	37.5	77.9	75.2	
兼用と兼用とす	9	46	55	56.3	19.6	22.0	
不	1	6	7	6.2	2.7	2.8	
計	16	234	250	100	100	100	

2) 鑿拔方法

入学が試験によるか、無試験かを調べたのがオヨメ表である。試験によつて事業場に応用した後、入学の学者を保護場へ入学させる場合は無

第3章 短波方法

武殿に換ふこと 定時制

を条件として、市場に取引する場合
は有価証券の項に入
る。

定時制高校ではすべて就職により卒業している。各専門学校では雇用を条件とする場合は無就職が多く、雇用を条件としない場合は有就職の方が多い。

經州在子為陽記

	有 効 票	無 効 票	計
無 効 を 棄 権 と す る	6	—	6
〃 し 登 記	9	—	9
不 明	1	—	1
計	16	—	16

各建學坊

	支			收		
	有存款	無存款	計	有存款	無存款	計
龍岡各社	22	160	182	12.1	87.9	100
“ 社	27	19	46	59.7	40.3	100
不 明	3	3	6	50.0	50.0	100
計	52	182	234	22.2	77.8	100

生徒の希望が余り違つていてはやりにくくということもあるが、採用するのに試験をし、遂に入学するのに試験によつて転校するのは時費教育費が有りながらそこかしめ転校する者がでてくるということになる。

第33表 雇用契約労災失業保険適用の有無

3) 雇用契約その他

雇用契約は定時制、

各進学校共にとり結んでいるところが多い。

雇用契約のある場合はすべて労災保険、失業保険の適用を受けている。

左記表33表によると、各進学校のうち雇用契約のあるし

		男		女	
		定時制	各進学校	定時制	各進学校
雇用契約	有	13	176	86.7%	75.2%
	無	2	58	13.3	24.8
	計	15	234	100	100
労災保険適用	有	13	219	86.7	93.6
	無	2	15	13.3	6.4
	計	15	234	100	100
失業保険適用	有	13	208	86.7	98.9
	無	2	26	13.3	11.1
	計	15	234	100	100

(定時制高校のうち不明1校を除く)

のノマダに対して、労災保険、失業保険の適用のあるところの方が多くなつてゐる。これは雇用契約が多くて労災、失業保険の適用があるところが多いヶ所もある場で、実際にはこのような事はあり得ないのであるから、調査表を記入する際の間違ひであると思われる。

4) 労働組合の加入

第34表 労働組合

		男		女	割合
		定時制	各進学校		
労働組合有	加入している	9	191	200	80.0%
	加入していない	2	13	15	6.0
	不明	2	15	17	6.8
労働組合無	無	2	15	17	6.8
	不明	1		1	0.4
計		16	234	250	100

90%以上の生徒場には労働組合がある。時費教育費給に学ぶ生徒達の組合加入の状況を表34表によつてみると、殆ど一般の労働者と同等に組合員として加入しているが、一部には加入していないところもある。雇用契約のないものが組合に加入しないのは当然であるが、それ以外でも生徒は一般の労働者とは別扱いにして組合に加入させないところもある。

5) 寄 附 金

定時制高校では62.5%、各種学校では99.5%が寄宿舎をもっている。

第35表 寄宿舎の有無

	定 時 制			各 種 学 校		
	校	数	計	校	数	計
有	10	207	217	62.5%	99.5%	86.5%
無	6	27	33	37.5	11.5	13.2
計	16	234	250	100	100	100

第36表 寄宿舎利用生徒数

	定 時 制		各 種 学 校		計		別 合	
	男	女	男	女	男	女	男	女
	人	人	人	人	人	人	%	%
生 徒	192	544	1,227	48,999	1,419	50,622	19.7	60.0
生徒以外の者	1,292	2,530	6,946	31,238	9,239	33,768	85.2	40.0
計	1,484	3,074	8,173	81,226	9,657	84,390	100	100

寄宿舎を利用している生徒数は第36表のとおりで、生徒以外の寄舎生との割合は、男子の場合は生徒以外の者が多いのに対し、女子の生徒の方が多い。

第37表 生徒数に対する寄宿舎利用生徒の割合

	定 時 制	各 種 学 校	計
男	10.9%	20.8%	17.6%
女	61.5	91.3	91.2
計	26.1	84.8	81.9

第38表 寄宿舎費（1ヶ月平均）

料 料	定 時 制		計	別 合
	校	数		
100円未満	1	19	20	9.2
100円～499円		3	3	1.4
500～999		1	1	0.5
1000～1499	4	7	11	5.1
1500～1999		4	4	1.8
2000円以上	1	3	4	1.8
計	10	207	217	100

生徒数に対する寄宿舎利用の生徒数の割合を調べたのがオ37表である。これによると定時制より各種学校の方が寄宿舎を利用している率が大きく、又男子より女子の方が多い。これは定時制高校の場合又は各種学校でも男子の場合は奨励者が多く、女子の場合はその大多数が勤業であるので寄舎生が90%以上の多数に達しているためである。

オ38表によると寄宿

高層は燃料のところが多く、あつても100円未満である。この他に食糧として1000～1500円を徴収しているようである。

39表によれば寄宿舎費が1000円以上のところもあるがこれは食糧を含んだ金額を記入しているものと推測されるので、大体燃料乃至は徴収しても100円未満が大多数であり、特異な例として500～800円を徴収しているところが5ヶ所あるものようである。

6) 学 費

第39表 校 費 料 (1ヶ月平均)

1ヶ月平均して授

業料はどの位徴収しているかを39表によつてみると、各級学校においては60%が燃料であり、定時制高校では62.5%が100～499円である。

	定 時 制			制 度 校			計
	定時制	各種学校	計	定時制	各種学校	計	
燃料	2	141	143	12.5	60.3	57.2	
100円 未満	2	34	36	12.5	16.5	14.4	
100～499	10	51	61	62.5	21.3	20.6	
不 明	2	3	10	12.5	3.4	4.0	
計	16	234	250	100	100	100	

7) 給 与

給与の形式としては日給が最も多く次いで日給月給、或はこれに出来

高俸、請負制を加

味したものがある。

貸学舎制度を採用

しているところは

1ヶ所あつた。

貸学舎は大抵2000

～3,000 円であ

るが少い所では20

円多い所では3000

円である。「該当

なし」のクモ農場

は生徒と准用契約

はなく、一般の学

校と同様に昼間操

業を行い、授業料

を徴収し、給与は

俸金ないところ

第40表 給与の形式

	定 時 制			計	割合
	定時制	各種学校	計		
日給	15	86	91	36.4	
月給	3	1	10	4.0	
日給月給	1	33	34	13.6	
出来高俸		1	1	0.4	
日給 請負	3	28	31	12.4	
日給 日給月給		3	3	1.2	
日給 出来高俸	2	12	14	5.6	
日給 請負制		20	20	8.0	
月給 日給月給		2	2	0.8	
日給月給 出来高俸		1	1	0.4	
日給 月給日給月給		3	3	1.2	
日給 月給 出来高俸		2	2	0.8	
日給 月給 請負制		3	3	1.2	
日給 出来高俸 請負制		2	2	0.8	

40歳 につき

ある。

ノカ月平均給与額
を年齢別にみると
第4ノ表のようにな
る。この場合日
賃を記入してきた
ものについてはい
ずれもノカ月をメ
ス日間として凡そ
の月賃を計算した。
学校長の計が学校
長教に白紙しない
のは、前記の給与

	定時刻	小中学校	計	割合
日給、月給、日給月給出納制		2	2	0.8
日給、月給、日給月給出納制		5	5	2.0
日給、月給、出納制、請負制		1	1	0.4
月給、月給、日給、出納制、請負制		1	1	0.4
日給、月給、日給、月給、出納制、請負制		1	1	0.4
賃金制、月給	1	13	14	5.6
不 明	1	2	3	1.2
該当なし		7	7	2.8
計	16	234	250	100

と計れない学校及び該当する年齢の生徒のいない学校が確かである。

第4ノ表 年齢別就学者種別給与額(ノカ月平均)

定時刻

	男			女			合
	15才	16才	17才	15才	16才	17才	
2,000円 ~ 2,999円		1	1	0	9.3	9.7	
3,000 ~ 3,999円	2	2	2	25.0	16.7	16.4	
4,000 ~ 4,999円	2	1	1	25.0	9.3	9.7	
5,000 ~ 5,999円		2	1		16.7	9.7	
6,000 ~ 6,999円	2	3	3	25.0	25.0	25.1	
7,000 ~ 7,999円	1	1	2	12.5	9.3	15.4	
8,000 ~ 8,999円		2	3		16.7	25.1	
9,000 ~ 9,999円	1			12.5			
計	8	12	13	100	100	100	
平均 給与額	5,725円	5,625円	6,508円				

各種学校

	男			女			合
	15才	16才	17才	15才	16才	17才	
2,000円未満	5	4	1	3.4	2.1	0.5	
2,000 ~ 2,999円	8	7	10	5.4	3.7	5.0	
3,000 ~ 3,999円	24	25	12	16.1	13.2	6.0	
4,000 ~ 4,999円	50	63	60	46.2	32.7	29.9	
5,000 ~ 5,999円	24	33	41	16.1	19.5	20.2	
6,000 ~ 6,999円	18	33	16	12.1	17.4	8.0	
7,000 ~ 7,999円	1	16	40	0.5	8.4	19.9	
8,000 ~ 8,999円		1	15		0.5	2.5	
9,000 ~ 9,999円		1	6		0.5	3.0	
計	149	190	201	100	100	100	
平均 給与額	4,409円	5,033円	5,548円				

らである。

定時刻商校で

は、15才 ~ 17才を過ぎて6,000 ~ 6,999円が多い。中には2,000円代の少額(賃金)から9,000円代のところまで様々であるが、平均給与額は15才5,725円、16才5,625円、17才6,508円となり、15才と16才は大差はないが、17才になると約1,000

円の間とがみられる。

各種学校では、定時制高校より低く4,000~4,999円が各年令を通じて最も多い。平均給与額も定時制高校と比べると約1,000円低く、15才4,499円、16才5,033円、17才5,555円となっている。年々による給与額の差はそれより約500円である。

第42表 産業別、平均給与額(15月)

産 業 別	給 与 額	
	定 時 制	各種学校
食料品製造業		2,817円
紡 織 業	5,497	5,329
衣類及び皮革品製造業		8,020
紙及び類似品製造業		2,085
化学工業	6,557	6,083
皮革及び革製品製造業	5,000	
非一次金属製造業		3,000
金属製品製造業		7,634
機械製造業		5,411
電気機械器具製造業	7,067	5,500
輸送用機械器具製造業		5,199
医薬品、化学薬品、農薬、洗剤、化粧品及び時計製造業		5,999
非金属業	2,000	5,205
非金属業	5,609	
石灰業		1,229
地方鉄道及び軌道業	2,700	
計 (平均)	5,994	5,039

地方鉄道及び軌道業」「金属製品製造業」「紙及び類似品製造業」等は給与額が高く、これに反して「食料品製造業」「非一次金属製造業」「石灰業」等は低い。低いところは前記の奨学金制度による学校が多いからである。又「紡織業」「化学工業」「石灰業」以外は学校数が少く、1産業に1~2産業増しをないので、平均といつても1産業の給与額がそのまま上げられていゝ傾向が多い。

定時制高校の平均給与額は5,994円、各種学校5,039円である。

就業者と非就業者の給与の差は殆ど見られない。しかし中には就業者の方が低いところもあり、又反対に就業者の方が高いところもそれぞれ々々所収あり、最も甚だしいところでは2,000円程度の差がみられる。

3) 卒業後の義務

特に卒業後の義務を課しているところはない。但し、規則は設けていないが地方引を納めて就業させる様にするというところはある。

2) 卒業後の待遇

第43表 卒業後の待遇

	定 時 制		別 命	
	定 時 制	各種学校	定 時 制	各種学校
特別待遇あり	7	40	43.7 ⁹⁹	17.1 ⁹⁹
なし	9	190	56.3	82.9
計	16	230	100	100

卒業後特別待遇のあるところは定時制43.7%、各種17.1%である。その具体的な内容は定時制高校の割合は

高校卒業の学費給を給す	4
雇用証明試験の受験資格を得る	3
等であり、各種学校では	
学費給を加算する（1日1～5円）	26
本座に採用する。	5
臨時昇給する。	4
加算待遇者は高校卒業程度とみなす	2
昇給昇格を考慮する。	1
将来の幹部候補生とする	1
成績優良者は社員により大学に入学させる	1
等種々の恩恵がある。	

3 労働組合

第44表 労働組合の学校連盟参加

	定 時 制		別 命	
	定 時 制	各種学校	定 時 制	各種学校
参加している	2	81	12.5 ⁹⁹	26.1 ⁹⁹
参加していない	14	173	87.5	73.9
計	16	230	100	100

労働組合は学校に対してどの程度関心を持っており、又学校の連盟にも参加協力しているだろうか。第44表によると学校の連盟に参加している

組合は少い。それではどの級に参加しているかその内容についてみると	
協力している	25
教員を代表に労働組合の代表が参加している	35
連合会連を待つが前時参加はしていない	1
社会科の時間に労働組合のあり方について講義を行う	1
学園文庫に月々1000円を補助をしている	1

舞であり、積極的に参加協力している組合は少ないのではないかと懸念される。

III ま す び

以上述べてきたことのうち、次のような問題点を上げることが出来る。

- ノ、教育目的では時に各種学校の場合技術教育が不足している。教科課程の内容も家庭教育に偏重しすぎている。
- ニ、専任の教職員が少いため、教育及びそれに関連した事務上の処理がたうそかになり易い点、及び教師の担当時間が著しく多いところでは疲弊そのものが教師の働勞によりかうとかになり易い点。
- ホ、卒業後、何らかの特別待遇（資格等）が考慮されているところが少ない。
- ハ、努力組合に、年少努力者の教育に対する積極性がみられない。

GAa1

労働省婦人少年局



女性と仕事の未来館



00763009